

くらしの情報

クマの目撃情報について

今年は例年より早い時期からツキノワグマの目撃情報が寄せられています。外出の際には十分ご注意ください。問合せ先 農林課（内線353）

農業者のみなさんへ

1等米比率の向上のため5月10日～15日を中心に田植えを行いましょ！

- ①適期での溝切りと中干しに努めましょう。
- ②直播栽培を推進し、高温登熟による白未熟粒を防ぎましょう。
- ③気象変動に強い「てんたかく」など多品種作付で、リスク分散しましょう。

農耕の際には、農耕水をできる限りきれいな状態で排水されますよう皆さんのご協力をお願いします。

問合せ先 農林課（内線352）

特別障害者手当 20歳以上で、精神または身体に著しく障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅障害者の方や3か月以上の入院の方は該当しません。

障害児福祉手当 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅障害児に支給されます。（施設入所の方は該当しません）

※いずれも、手当の支給を受ける場合には、申請が必要と

在宅の重度障害者に
手当が支給されます

区分	1級 2級	3級
下肢	16	8
体幹	16	8
視覚	16	8
聴覚	16	
内部	16	

障害程度と年間利用枚数

ご利用ください
身体障害者
福祉タクシー券

身体障害者手帳をお持ちで次の障害に該当する方に、タクシー券を配布いたします。ご利用を希望される方はお申込みください。

なり、本人または扶養義務者の所得制限があります。
▼問合せ先 福祉課社会福祉担当（内線332）

テレフォン教育相談

市教育センターでは、4月から新しく教育相談専用電話での教育相談を受け付けます。お気軽にご利用ください。

☎475-6200

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

コミュニティ助成で地域安心安全ステーションの活動資機材を整備

滑川市立東部小学校区安心・安全推進協議会は、(財)自治総合センターの宝くじ普及広報事業の助成を受け、帽子、ジャンパー、腕章などを整備しました。（写真）

この活動資機材は、協議会が東部小学校に設置した「地域安心・安全ステーション」を拠点に、自主防災活動をはじめとした地域の安心・安全活動を実施する際に利用されるものです。



アクアポケットのポイントカードが新しくなります

40ポイント（100円1ポイント）達成で200円分の深層水利用券を差し上げます。また、利用当日お誕生日の方には20リットル分無料サービス（誕生日がわかるものをお持ちください）。

問合せ先 (株)WAVE 滑川 ☎476-9300

▼申込み・問合せ先 福祉課社会福祉担当（内線332）

▼申込み・問合せ先 福祉課社会福祉担当（内線331）

INFORMATION

犬の登録と予防注射

月日	時間	実施場所
4/9(日)	9:00～11:00	滑川市役所前
10(月)	9:00～9:50	アルプス農協浜加積支店前
	10:00～10:30	北野公民館前
	10:40～11:10	大蓬公民館前
	11:20～11:30	杉本公民館前
11(火)	9:00～9:30	宮窪公民館前
	9:40～10:30	アルプス農協北加積支店前
12(水)	10:40～11:30	アルプス農協早月加積支店前
	9:00～9:30	開公民館前
	9:40～10:10	下野野菜生産組合前
	10:20～10:50	アルプス農協東加積支店前
13(木)	11:00～11:20	上大浦公民館前
	9:00～10:00	アルプス農協西加積支店前
	10:10～10:50	アルプス農協中加積支店前
14(金)	11:00～11:20	赤浜公民館前
	9:00～9:30	有金公民館前
	9:40～10:10	柴公民館前
	10:20～10:40	寺町公民館前
16(日)	10:50～11:20	アルプス農協山加積支店前
	9:00～11:00	滑川市役所前
	9:00～10:00	西地区コミュニティセンター前
17(月)	10:10～10:40	老人福祉センター前
	10:50～11:30	サン・アビリティーズ滑川前

問合せ先 生活環境課（内線321・322）

犬の登録は1回限りですが、狂犬病予防注射は毎年受けなければなりません。今年の狂犬病予防注射を左表の日程のとおり実施しますので、最寄りの場所で忘れずに受けてください。また、動物病院においても受けることができます。

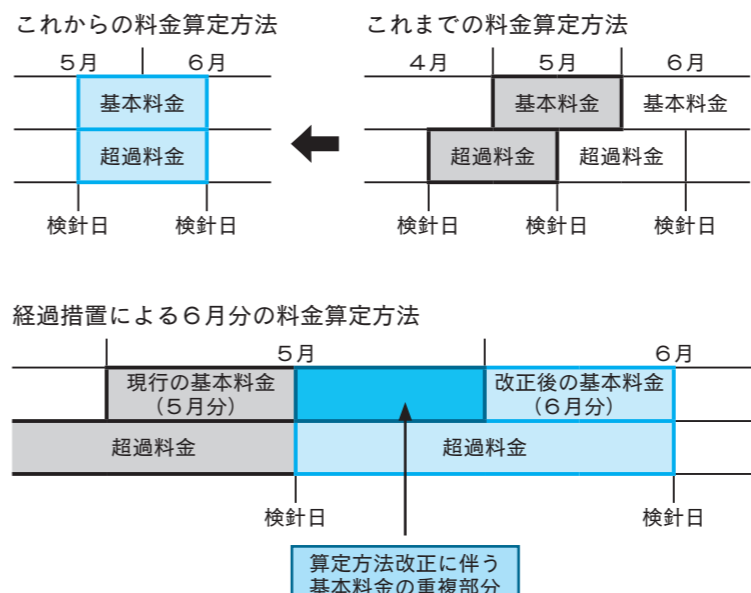
注射手数料 3,000円

なお、未登録犬については、別に登録料3,000円が必要です。飼い犬が死んだとき、飼い主が変わった場合や引越された場合は、必ず生活環境課へご連絡ください。

愛犬家の皆さんへ！

犬の糞尿の不始末など数多くの苦情が寄せられています。『滑川市環境美化促進条例』では、飼い主の責務として飼い犬の糞の回収などを定めており罰則規定もあります。愛犬はルールを守って飼いましょう。

水道料金算定方法改正のお知らせ



※改正に伴い、基本料金の算定期間が重複するため6月請求分の料金は基本料金の2分の1を控除します。

平成18年6月請求分（5月検針分）の水道使用料から料金算定方法が改正されます。これまでの料金の算定は、基本料金については毎月1日から末日まで、基本水量（一般家庭なら8㎡まで）を超える使用水量分の料金（超過料金）については検針日から検針日までを基準としていました。これからは、基本料金についても超過料金と同様、検針日から検針日を基準に料金を算定し、その料金を検針日の翌月に請求いたします。この算定方法の改正に伴う経過措置として、平成18年6月請求分（5月検針分）の水道使用料については当該料金から基本料金の2分の1を控除いたします。なお、今回の措置は水道分の料金に対するもので下水道料金には適用されません。

▼問合せ先 水道局（内線452）